

入間市税条例及び入間市都市計画税条例改正要旨

〔 軽自動車税 〕

<入間市税条例第 8 2 条>

◆ 種別割の税率区分の見直しに伴う改正

- 総排気量が 50cc 以下の原動機付自転車（以下「原付バイク」という。）では、排ガス規制をクリアすることが困難であるため、総排気量 125cc 以下クラスの前付バイクについて、最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御した「新基準原付バイク」に対応する区分を追加し、税率を年 2,000 円とするものです。

【現行の 125cc 以下の代表モデル】



(これらに加えて)

【原動機付自転車（原付バイク）の税率区分】

総排気量	税率（年）	課税標識
50cc 以下	2,000 円	白色
50cc 超～90cc 以下	2,000 円	黄色
90cc 超～125cc 以下	2,400 円	桃色

「新基準原付バイク」について、税率を年 2,000 円（50cc 原付バイクと同額・課税標識は白色）とする。

<入間市税条例第 9 0 条>

◆ 身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定の整備

- 道路交通法の改正に伴い、マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）の運用開始により、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備するものです。

〔 固定資産税 〕

<入間市税条例附則第 1 0 条の 3 >

◆ 大規模修繕を実施したマンションの固定資産税の減額の適用を受ける申告方法の追加

- 管理計画認定マンションの管理組合の管理者等から長寿命化に資する大規模修繕工事に伴う固定資産税の減額の申告に必要な書類等が提出されることで減額の適用が可能となるものです。

〔 その他 〕

<入間市税条例第 8 9 条、附則第 1 0 条の 2 >

<入間市都市計画税条例附則第 1 3 項>

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び規定の整備